

令和元年度
浦添市立 神森中学校
『いじめ防止基本方針』

浦添市立 神森中学校 いじめ防止基本方針

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布)の施行や「沖縄県いじめ防止基本方針」策定の趣旨に則り、いじめは最も身近で深刻な人権侵害であるとして神森中学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。また、保護者や地域、関係諸機関と連携して、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、「神森中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解・共通実践を図るとともに、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行いながらいじめのない学校づくりに取り組んでいく。

2. いじめ禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条)

3. いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会・教育相談委員会)

開催： 週1～2回

構成員： 学校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、各学年生徒指導係、生徒会担当、学力向上推進担当、養護教諭、SSW、小中アシスト、SC、スクールサポーター。

○委員会は毎週開催し、生徒の様子やいじめの実態等について情報を交換を行う。そのなかで「いじめ」事案に対する対応策の検討や未然防止の取り組みについて話し合う。決定事項等については、職員朝会等で報告し、共通理解・共通実践する。また、必要に応じて臨時に職員会議を開くこともある。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- ②いじめ未然防止のための年間計画を策定し実施する。
- ③教育相談旬間やアンケートによるいじめの早期発見の推進
- ④いじめ発生時の迅速な対応
- ⑤校内研修の企画と実施
- ⑥外部の専門家や他機関との連携・協力
- ⑦ いじめ問題に関する記録の保存と情報提供

4. 家庭・地域との連携

- 開かれた学校づくり
 - ・授業参観・保護者会・各行事の公開
- OPTA 組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校評価の実施

5. 関係機関との連携

- 教育委員会各課
- 民生・児童委員
- 小学校
- スクールサポーター
- 警察署
- 児童館
- その他関係機関との連携

6. いじめの防止等に関する取り組み

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などの推進をする。
- (3) いじめについて、校内研修や職員会議、生徒指導委員会、教育相談委員会に積極的に取り上げ、共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。(携帯安全教室、少年犯罪防止講演会など)
- (4) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともにする場やいじめの問題について協議する機会を設ける

【いじめの早期発見】

- (1) 全学年生徒を対象に月に1回のアンケート調査を行う。また、必要に応じて臨時に行う。
- (2) 個人面談や教育相談旬間を通して、生徒からの情報を収集する。
- (3) 生徒指導共通理解の場、学年会や教師間で情報の交換や共有を確実に図る。
- (4) 生徒のささいな変化を見逃すことなく、いじめにかかる兆候の早期発見つなげるために保護者との連携を密にする。

【いじめへの対処】

- (1) いじめ対策委員会において、各学年と連携して、速やかに事実確認及び指導方法を検討する。
- (2) 被害生徒が安心して学校生活を送れるように、教育的配慮のもとで心のケアや指導・支援を全職員が共通理解し共通実践を行う（組織的に速やかに丁寧に対応する）
- (3) 加害生徒に対しては、いじめに至った背景や要因をカウンセリングや教育相談を通して確認を行い、必要に応じて自宅学習や別室において、立ち直りのための指導と再発防止に努める。
- (4) 両保護者に対していじめの状況と今後の対応について十分な説明をして、理解してもらい今後の指導について協力を得る。
- (5) 必要に応じて警察や他機関との連絡を取り、早期解決、再発防止のための協力を得る。

7. 重大事態への対処

【重大事態の意味】

- (1) 児童生徒がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合
- (2) 金品等に重大な被害を被った場合
- (3) 精神性の疾患を発症した場合等が想定される
- (4) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
- (5) 児童生徒や保護者から、いじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったとき

【重大事態の報告】

- (1) 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する

【重大事態への対処】

- (1) いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。情報の提供にあたっては、適宜・適切な方法で、経過報告をする。

- (2) プライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供を行う。
- (3) アンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。
- (4) 調査結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

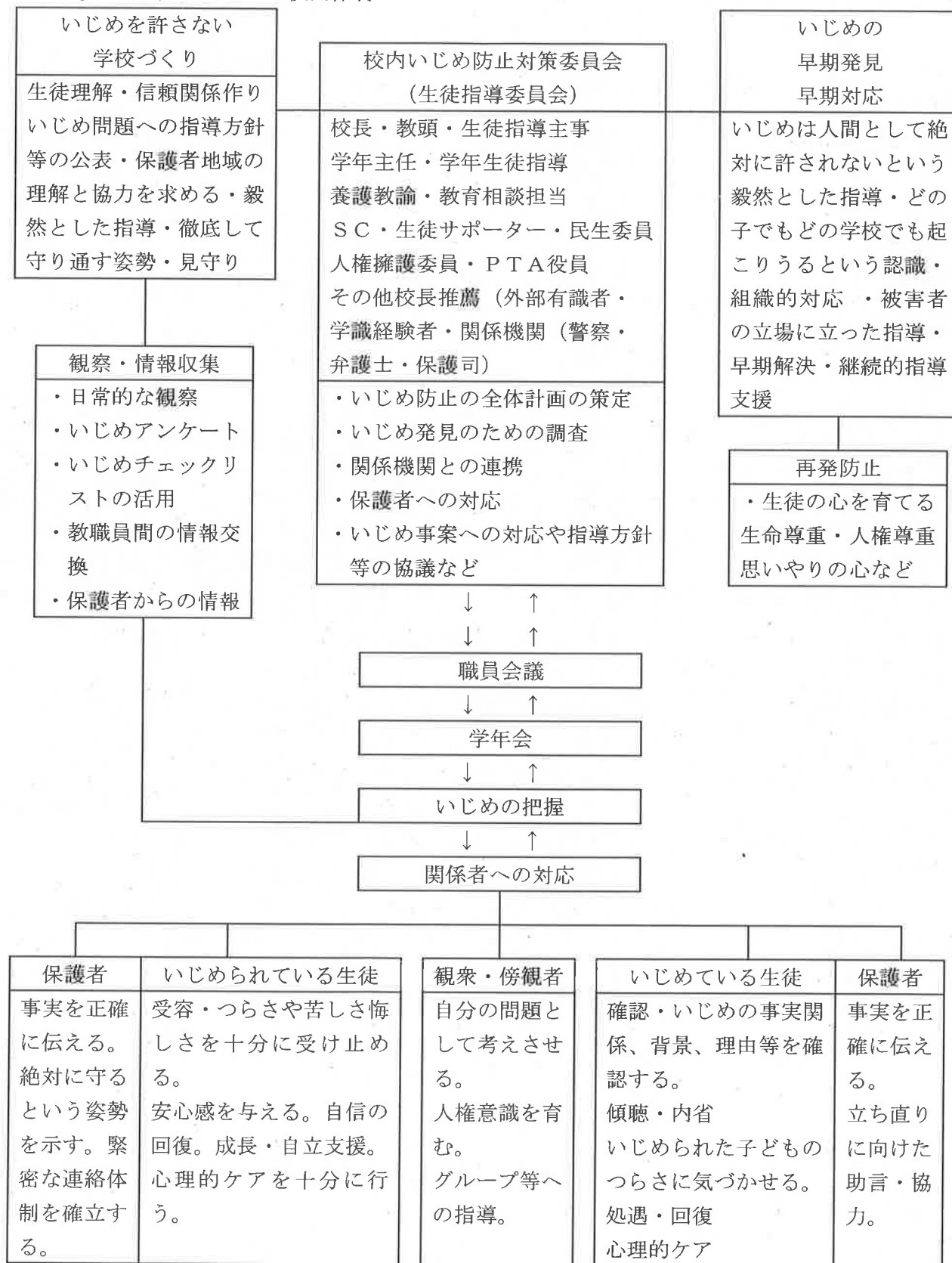
6. 学校評価

- (1) 学校評価においては、いじめ防止のための取り組み等が適正に行われているか評価出来るようにする

いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

①いじめ防止のための校内体制



②関係機関一覧 →参照【教育計画『生徒指導』の中の「県内における相談機関】

【 いじめ発生時の組織的対応 】

